

「道の駅」ゆうひパーク浜田 リニューアル基本方針

1. 民間事業者の自由な発想で運営できる「道の駅」とするものとし、公募型プロポーザルにより民間事業者からリニューアル構想及び運営体制の提案を受け、選定された民間事業者（以下、「選定事業者」という。）が令和8年4月以降の管理運営を行う。
2. 市民や観光客等の道路利用者に対し、地域の魅力を発信し、集客力を高め持続可能な交流拠点としての賑わい施設であること。また、周辺住民や道路利用者の防災拠点でもあることから、防災に対応した施設運営ができる施設であることとする。
3. 施設の管理運営については、『指定管理者制度による運営』ではなく、「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針 10.ニにより、『財産貸付制度による運営』とするため、道の駅の設置者は選定事業者とする。
4. 管理運営及び貸付する期間は、可能な範囲で長期間となるよう配慮するものとする。
5. 市から貸付する建物は無償貸付とするが、建物の取り壊しは不可とする。ただし、増改築は可とするが、維持管理その他保全に必要な経費を含め、選定事業者の負担で行うこととする。なお、老朽化や災害等、不可抗力による選定事業者の責によらない貸付物件の修繕については、双方協議することとする。
6. 無償貸付する建物は以下のとおり。

種 類	延床面積	構造等
店舗・事務所	1F：1,281.00 m ² 2F：969.99 m ²	鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
配電室	48.00 m ²	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
店 舗	25.64 m ²	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
休憩室	225.03 m ²	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建

7. 占用する面積は、3,751.96 m²（上記、貸付物件を含む）とする。ただし、リニューアル構想の提案によっては占用面積を変更することは可能とする。トイレ及び駐車場については国土交通省管理のため大規模な変更はできないが、一部用途変更等が必要な場合は事前に協議することとする。
8. 道の駅に市道を挟んで隣接する都市公園「ゆうひ公園」（約2.5ha）を活用した提案をすることは可とするが、公園管理者（浜田市維持管理課）に関係法令等の確認を行い、実現性の確保を図るものとする。
9. 管理運営に関しては、「道の駅」登録・案内要綱及び令和5年3月29日付け国中整道政第521号道路占用許可書に基づき行うものであること。